

## 仕様書

## 1. 件名

郵便料金計器の調達

## 2. 目的

総務部資産管理室で使用中の郵便料金計器は、導入から 9 年が経過し機器そのものの老朽化によりローラ等機械的な部分の摩耗が激しく障害が多発していることから、新たな郵便料金計器に入れ替えをするものである。

## 3. 調達物品

郵便料金計器 1 台

基準品：ピツニーボウズ社製 SendPro-P1000 型を基準品とする。

同等品を選定する場合は「5. 仕様及び機能」を満たすこととし、あらかじめ発注者の了承を得ること。

## 4. 調達条件

- (1) 日本郵便株式会社が指定した郵便料金計器の販売会社の製品であること。
- (2) 納入時において新品であること。
- (3) 納入後 1 年間は保証期間として対応すること。保証期間中の対応については、納入から 1 年以内に不具合が発生した場合には、受注者は発注者の請求により、受注者の負担にて、新品と引き換え又は修理するものとする。
- (4) 保証期間終了後においても、修理等におけるアフターサービスを最低 5 年間提供可能な体制を有すること。
- (5) 納入時は、機器の組み立て・設置及び動作確認を実施すること。
- (6) 納入時等に発注者に対して十分な操作説明を実施すること。
- (7) 現在使用中の旧郵便料金計器の引き取りをすること。

## 5. 仕様及び機能

納入する郵便料金計器の仕様及び機能は次のとおりである。

- (1) 印影の印刷及び計量の機能を有すること。
- (2) 部門の選定、郵便料金の設定等がタッチパネル（10 インチ以上）で入力できること。
- (3) 郵便物の自動搬送（オートフィード）機能があること。
- (4) 斜め送り防止機能を有すること。
- (5) 最大 7 kg まで計量可能な電子スケールがあること。
- (6) 封筒厚は 16mm 以上に対応できること。
- (7) 郵便料金額をロールシールに印字でき、その印字されたシールにて郵便料金の支払いが可能であること。
- (8) 郵便料金改定時に対応できるものであること。

- (9) 郵便料金のラベル印刷がインクジェット方式であり、インク残量警告が表示されること。
- (10) 自動日付更新機能を有すること。
- (11) ソフトウェアのアップグレード機能があること。
- (12) 郵便料金改定時のレート更新を無料で行えること。
- (13) 集計機能を有し、部門毎の使用実績の日報及び月報を Excel、CSV、PDF の各データ形式で作成することができ、電子メールによる転送ができること。
- (14) 郵便料金計器に他のデバイス等が接続できないこと。
- (15) 印影には通数累計及び乱数の印字が行えること。

## 6. 納入方法等

受注者は納入時に以下を遵守すること。

- (1) 日本郵便株式会社が定める郵便料金計器に係る以下の様式について発注者が記入したものを日本郵便株式会社に届出すること。
  - ① 様式 14：計器別納取扱承認に係る料金計器の追加承認請求書
  - ② 様式 29：一部の料金計器による計器別納郵便物等差出廃止届
  - ③ 様式 31：受取人払郵便物等に係る料金等の料金計器別納承認請求書
- (2) 旧郵便料金計器を引き取る際には、法令・通達に則り適切に行うこと。  
(別添「物件受領書」を発注者に提出すること。)
- (3) 調達物品の梱包材等を持ち帰ること。

## 7. 納入場所

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー16 階  
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 総務部資産管理室

## 8. 納入期限

2023 年 3 月 31 日 (金)

## 9. その他

- (1) 運搬費、梱包資材費、設置費等の諸経費全てを受注者が負担すること。
- (2) 納入の際に必要なミューザ川崎管理事務所への事前申請手続等は受注者が行うものとする。
- (3) 搬入における養生箇所及び仕様については、ミューザ川崎管理事務所の管理担当責任者と十分協議し、管理担当責任者の了承を得ること。
- (4) ミューザ川崎地下駐車場に出入庫可能な車両は、積載物も含めた高さが 3.2m 以下である。  
なお、駐車料金については、受注者の負担とする。
- (5) 搬入路、納入場所、什器等に損害を与えないよう十分に注意するものとし、万一損害を与えた場合は、受注者の負担において速やかに原状回復を行うこと。
- (6) 納入時又は納入後において、発注者から納入物品について仕様・機能等の内容に適合しない旨の連絡を受けた場合には、別途発注者が指示する期限までに交換すること。
- (7) 仕様がない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議のうえ解決すること。